

経営倫理の歴史的変遷に関する一考察

石 黒 督 朗

1. はじめに

本論文の目的は、経営倫理研究の発展の歴史的経緯を辿りつつ、現在の複雑な経営環境の中で経営倫理の達成を捉えていく経営倫理研究の新たな理論的地平を切り開くことにある。

経営倫理研究は、アダム・スミスが『国富論』で主張した私的利益の追求が達成する公益の拡大を原点に、多様な角度から経営倫理のあり方を議論してきた（松野，2019）。特に、企業が巨大化し、多大な権力を獲得したことにより企業は、自身を正当化する上で重要な課題として経営倫理、社会的責任を掲げてきた（Mitchell, 1989）。これを受けて経営倫理研究は、企業活動を原因とする問題（市場の独占、環境破壊、企業不祥事等）が発生するたびに、それらを解決に導き、企業活動を正当化するための社会規範を議論してきた（e.g., Carroll & Buchholtz, 2003）。これらの先行研究では、この社会規範の下で、企業に規範的行為を求めてきた。例えば、「公平性」のもとで導かれる独占禁止法の遵守、「環境保護」のもとで導かれる環境保護活動を行うNPO/NGOへの支援などがこれにあたる。

他方で、現代の経営環境では、既存の社会規範からでは把握の困難な状況が生まれている。既存の秩序、社会規範の狭間で埋もれていた社会的不利益が、多様な社会問題（人種差別、経済格差、ジェンダー問題等）として顕在化してきている。これらの問題は、既存の秩序が生み出した問題であるがゆえに、社会規範への適応から企業の倫理性を議論する先行研究では、その把握、対応が困難となる。むしろ、既存の社会規範への従属が新たな社会的不利益を生み出す、あるいは既存秩序の権力関係を再生産してしまうが故に社会的不利を維持・保存する結果を招く恐れがある。

そこで本論文では、アダム・スミスが込めた「公益の拡大」という原点から経営倫理研究がいかなる歴史的経緯によって発展してきたのかを整理する（2章）。そのうえで、規範主義では把握困難な現代の経営環境を分析しつつ、それに対応可能な新たな経営倫理のあり方を模索していく（3章）。最後に、これらの議論を踏まえて今野後の経営倫理研究のあり方を考察していく（4章）。

2. 経営倫理研究の登場と発展

当初の経営倫理研究は、事業の拡大により私的利益、権力を増大させていく企業の社会的な役割を議論することで経営倫理とは何かを示し、その活動を正当化することを目的としていた^{i) ii)} (e.g.; Drucker, 1974, 邦訳, 8-12 頁; Mitchell, 1989, 邦訳, 28-30, 106-108 頁)。企業活動の正当化は、経済学者であるアダム・スミス (1776) の『国富論』の見えざる手を起源とするだろう (e.g., 松野, 2019)。彼の主張では、需要と供給の一致によって達成される完全競争における消費者と生産者による私的利益の追求が、結果として市場均衡という「公益の最大化」を実現する。古典的な経済理論において市場は、私的な目的を許容し、それを公的目的と調和させる場と捉えられているⁱⁱⁱ⁾ (e.g., Galbraith, 1973, p. 4)。すなわち、競争的な市場における企業活動とは、消費者と互いが利益になる交換を行い、株主や労働者に利益を分配していくことで経済を発展させ、公益 = 国富を拡大させていく倫理的行為そのものであった。このように捉えると、アダム・スミスと古典的経済学の理論は同様の主張をしているように思われる。事実、アダム・スミスが経済的自由主義思想を持っていたことは間違いない。しかし彼の思想はあくまでも、経済社会内の胃底の社会秩序としての規範とそれを遂行する競争者の公正な倫理的規範とが遵守されてこそ、重商主義や重農主義的な規制から解放された近代的な自由競争による経済発展がなされるという意味が込められている (松野, 2019, 4 頁)。アダム・スミスは、産業革命期における金の貯蓄を目的とする政府主導の重商主義を批判し、道德規範や取引における公平性の重要性を訴えている。このような思想の背景には、政府による規制、あるいは神の導きといった外部からの介入によって我々の秩序が保たれるのではなく、人間自身が持つ本源的性質によって保たれる秩序がある。

これを議論しているのが、アダム・スミスが『国富論』の刊行より前の 1759 年に刊行された『道徳感情論』である。アダム・スミス (1759) は、人間の本源的性質としての「シンパシー」と、その基準となる「公平な観察者」から、利己的に倫理的行動を行う人間の性質を分析している。

「人間がどんなに利己的なものと想定されうるにしても、あきらかにかれの本性の中には、いくつかの原理があって、それらは、彼にほかの人びとの運不運に関心をもたせ、彼らの幸福を、それを見るときという快樂のほかにはなにも、かれはそれからひきださないのに、かれにとって必要なものとするのである。この種類に属するのは、哀れみまたは同情であって、それはわれわれが他の人びとの悲惨を見たり、たいへんいきいきと心にえがかせられたりするとき、それにたいして感じる情動である。」^{iv)}

アダム・スミスは、この他者の幸福、不幸を自らのことのように感じる情動が有徳的な人

だけに備わっているものではなく、悪人でさえもこれを持ち合わせている、と主張する。人間は誰しも、他者の痛みや喜びというものに「シンパシー」することができる。そして人間は、この他者に自身の痛みや喜びを「シンパシー」してもらうことに喜びを見出す。

「しかし、シンパシーの原因がなんであろうとも、または、それがどれほどかきたてられようとも、われわれの胸のすべての情動について、他の人びとのなかに同胞感情を観察すること以上に、われわれを喜ばせるものはない。またわれわれは、その反対の外観によって受けるほどの衝撃を、けっしてほかにうけることがないのだ。」^{v)}

人間は、他者から「シンパシー」されることを本源的欲求として持っている。故に、人間は他者に「シンパシー」を感じ、他者から「シンパシー」を得られるように行動、他者からは認される行動をしようとする。この時人間は、感情、行動に対する是認／否認を判断する基準として「公平な観察者」を、自身と「シンパシー」によって得られる他者の経験から形成する。この「公平な観察者」を参照するで、人間は他者に是認される行動をすることが可能になる。だが、ここで単純に「公平な観察者＝倫理」という図式は成立しない。「公平な観察者」の判断基準は、社会の慣習、流行の影響を受けている。自身の実体験や「シンパシー」により追体験される他者の経験によって形成される「公平な観察者」は、人それぞれによって差異がある。自身の形成する「公平な観察者」に従う判断は、他者のその下では否認されるかもしれない。このように考えると我々は、すべての人から是認されるような「公平な観察者」、いわば絶対的な「倫理」というものを想像することすら不可能なのである。では、我々は倫理とどう向き合えばよいのだろうか。我々は、絶対的な判断基準としての倫理を捉えることはできない。我々が捉えられるのは、各主体の「公平な観察者」によって導かれる「シンパシー」のみである。そして、我々はこの「シンパシー」を各主体との間に獲得していくことで、すべての人から是認されるような「公平な観察者」、絶対的な「倫理」に肉薄していくことは可能である。だからこそ我々は他者の「シンパシー」を鍵にすることで、限定的ながら倫理を達成していくことができるのである。むしろ、我々が注意しなければならないことは、他者の「シンパシー」をまったく獲得しえない行為は非倫理的行為であり、仮にその行為が自身の「公平な観察者」によって導かれたものであってもそれは当事者の「独り善がり」に過ぎないのである。

「シンパシー」の獲得を本源的欲求として持つ人間の私的利益の追求は、必然的な競争を生みだしながらも、その競争が「公平な観察者」のもとで見出される倫理的行為、公正な競争によって追求されることがわかる。このような前提に立った時、社会の倫理性から逸脱した企業の私的利益追求は、経済自由主義の競争原理の中であっても批判されるべき非倫理的行為として捉えられる。『道徳論』を通じてアダム・スミスの主張は、私的利益を追求する

行為そのものが、「公平な観察者」のもとで秩序を生み出し、公的利益の拡大を実現させることを示している。同時に、経営倫理の原点であるアダム・スミスの主張に、後のCSR論の根幹にある企業の倫理性、社会性が萌芽的に議論されていることがわかる。

しかし、アダム・スミスの主張とは裏腹に、企業は『国富論』を根拠とした私的利益の追求による公的利益拡大という構図を自ら喪失し、多大な社会的責任を背負うことになる。何故、企業の社会的責任は、近年、市場を超えて社会問題への対応まで求められるようになったのだろうか。その背景には、20世紀への転換期における企業統合の波により合併、トラストが繰り返されたことで産業権力の集中化、市場の独占による完全競争市場の崩壊がある(Mitchell, 1989邦訳, 27頁)。企業の私的利益の追求は完全競争の前提を崩壊させ、公的利益を脅かすことになった。私的利益の追求が非倫理的行動とみなされたために、企業は市場メカニズムではなく自ら見える形で倫理性を獲得していく必要に迫られたのである^{vi)}。ここに、企業の社会的責任という議論がスタートするのである。具体的に企業は、企業年金制度、従業員持株制度、生命保険制度、失業基金、就業時間の制限、高賃金を実現していく。これらの活動は、市場メカニズムにより公益を拡大させる「主体」としての企業の倫理性とは一線を画している。これらの活動は主に労働者の生活を安定させるためのものであり、労働者が企業に参加することで自身の利害を達成するためのものである。彼らが自身の利害を達成し、富を獲得していくことで、企業は倫理性を獲得することが可能になる。つまり、市場メカニズムにより公益を拡大させる「主体」としての企業から、労働者をはじめとした企業への参加者(ステイクホルダー)が自身の利害を達成する「手段」へと変化していくのである。

しかし、主体としての企業の倫理性が問われなくなったわけではない。前述のとおり、トラストや独占による私的利益の追求は、完全競争市場を崩壊させ、国益を脅かしてしまう。この時、企業が私的利益を獲得することで労働者は自身の利害を達成できるかもしれないが、国家としての利害は達成されてはいない。実際に1950年代の米国では、第二次世界大戦、朝鮮戦争によって軍事産業に関わっていたスタンダード・オイル、USスチール、デュボンといった企業が、独占的利潤を増大させていた(菅原, 1957)^{vii)}。このような状況に対してBowen(1953)は、「我々の社会の目標と価値の観点から望ましいと思われる深慮を追求し、意思決定を行い、行動するビジネスマンとしての義務に属するもの(p.6)」として企業の社会的責任を定義づけ、企業自身が公平性を持つことを訴えている。ここでの公平性とは、反トラスト法をはじめとした社会が定める法令を順守することにある。企業が倫理性を獲得するためには、労働者をはじめとした企業への参加者(ステイクホルダー)が自身の利害を達成する必要がある。他方で、それによって不当に不利益を被る主体を増加させてしまうことは、公益を損ない、企業の倫理性は失われてしまう。トラストや独占といった企業の行為がまさにこれに当たるであろう。ここで新たに企業の倫理性を担保するものとしておかれた

のが、法規制の順守である。企業は公益を拡大する「主体」として法規制に従うことを根拠に、労働者をはじめとした企業への参加者（ステイクホルダー）が自身の利害を達成する「手段」として自身を位置づけていく。

社会の各主体が利害を達成していく「手段」として位置付けられた企業は、各主体の多様な利害を達成し、倫理性を獲得していく必要に迫られる。Carroll (1999) は、企業の果たすべき社会的責任として、「企業の社会的責任とは、ある時点における企業組織に対する経済的、法的、倫理的、そして自由裁量的（フィランソロピー的）な社会の期待を包括するものである」と主張する（p.42）。Carroll (1999) は、これらの4つの社会的責任の要素を「CSRのピラミッド」としてモデル化している。特にここで着目したいのは、ピラミッドの最上段に置かれているフィランソロピー的責任である。これは、メセナ、チャリティやボランティア活動などに企業が取り組むことで、企業が獲得した資源をコミュニティに還元することを指している。彼らの議論は、企業が経済主体としての責任を果たしつつ、社会全体にとって必要な存在としての企業のあり方を議論している。

他方で、Drucker (2001) は企業の社会的責任を、企業経営者が経済的成功を収めたことで様々な金銭的、人的、物的資源を行使する社会的リーダーとしての地位を獲得したことによる代償として捉えている。経営者が社会的リーダーとして社会的責任を果たすことで、企業は社会にとって価値ある存在として存続が可能になる。その上で企業自身が公器としての責任を表明したが故に、環境保全、消費者保護、公正な労働環境、人権、地域社会貢献など、企業に社会的責任を求める外部のアクターへの広い対応が求められている。この外部のアクターとの関係性に着目するのが、Freeman (1984) のステイクホルダー論である。彼は、公民権運動、反戦運動、環境保護、女性の権利向上といった社会運動が、社会における企業の役割を再考する触媒となったと主張し、企業の使命、目標に影響を及ぼす存在、もしくはそこから影響を受ける存在としてステイクホルダーを位置付ける。

多様なステイクホルダーの利害を達成するための手段としての企業に活動の機会を得たのが、NPO/NGOをはじめとする社会運動団体である。彼らは、企業が各主体の利害を適切に達成する手段として機能し、倫理に反していないかを監視することに自身の活動の場を見出していく（石黒、高橋、2011、68-69頁）。そのため彼らは、社会の中で不利益を被る存在（人、動物、モノ、自然等）を社会に認知させ、企業をはじめとした各主体、政府、市民に彼らの救済を求める社会運動を起こすことで自身の活動の場を広げていった（eg. Ackerman & Bauer, 1976）。社会運動によりNPO/NGOは、彼らのような社会的弱者が抱える問題を解決することで彼らの利害を達成していくことが、企業が達成すべき倫理であると主張した。この主張の下でNPO/NGOは、政府、消費者を社会運動に巻き込み、企業を監視、抑制する関係を構築していく。これに対して企業は、NPO/NGOが社会運動によって掲げられる社会問題に倫理の達成を見出し、これの解決に尽力することで倫理的存在としての立

場を維持しようとしていった。企業の社会的責任を社会に対して喚起し、その遵守を促す NPO/NGO を中心に据え、彼らとの協調関係を構築していくことを根拠に倫理に適応しようとする企業の経営が分析されている (eg. 加賀田, 2008 ; 高岡・谷口, 2003)。

その具体例として、環境問題に倫理の達成を見出した経営手法に環境経営がある。環境問題と企業の社会的責任が接続されたきっかけとなったのが、カーソン (1962) の『沈黙の春』である。この『沈黙の春』は、生物学を専門とするカーソンによって、研究者としての立場から、農作物の害虫駆除に使用されてきた DDT が、農地周辺の鳥類、昆虫類、魚類に与える悪影響について叙述された著作であった。この『沈黙の春』を、今日の意味での環境経営の CSR 論へと結びつけたのは、第二次世界大戦後の赤狩り (レッドパージ) の後、発言する場を失っていた左翼運動家であった (Lounsbury et al., 2003, p. 15)。共産主義を信奉する彼らにとって、営利性を追求する企業はまさに彼らの標的であった。つまり、『沈黙の春』の出版により、CSR 論は左翼運動家が環境保護活動を展開する環境保護活動家、NPO / NGO として、直接企業を糾弾していく機会を与えたのである (石黒, 高橋, 2010, 68-69 頁)。彼らの活動により、企業活動は環境問題の源泉であり、それを解決するための対策をする社会的責任が企業に課せられたのである。企業は、社会に認知された環境問題の解決という倫理を達成していく必要に迫られていく。この企業の環境経営を捉える研究は、一方で NPO/NGO, 政府, 消費者といった市場を越えたステイクホルダーとの協調関係の構築を議論し、他方で Porter 仮説^{viii}) を前提とした環境保護と経済発展の両立を可能とする法規制の策定が議論されている (石黒・高橋, 2011)。

環境経営の例からもわかるとおり企業の倫理を問う議論は、ステイクホルダー、法規制に適応することを根拠に、企業は倫理を達成できるとしている。そのため先行研究では倫理を起点にする NPO/NGO をはじめとしたステイクホルダーや、法規制策定のための政治過程を議論しているにすぎず、企業が主体的に倫理を達成していく具体的な行為に焦点が照らされていない。経営倫理の根幹であるアダム・スミスの主張では、企業は「公平な観察者」のもとで事業を行うことで、公的利益を拡大させる倫理的主体であったはずである。しかし、先行研究においては、企業は NPO / NGO や政府、行政が制定する規制の下で、ただ粛々とこれに遵守する存在として分析されてきたのである。近年ではほとんどの企業が実践していると言えるコンプライアンス経営では、先行研究が提示してきた企業の規範的行為を、多様なステイクホルダーとの間に発生する問題への具体的な対処法として運用するための議論を展開し、法規制、社会的要請をツールに社会と巧くつきあいながら事業を継続していくための規範的な企業活動が議論されている (e.g., 高, 2003 ; 谷本, 2006)。他方で、規範的な企業像を議論するこれらの研究は、企業活動を抑圧する力を持つが故に、逆に企業の逸脱行為や不祥事の増加を招いているのではないか、という批判が成されている (e.g., 間嶋, 2012)。このような批判の根底には、先行研究が規範的行為を議論する一方で、企業が主体的に倫理を

達成していく経営実戦を把握してこなかったという、先行研究の抱える理論的課題がある。

このような議論の停滞を招いた原因は、倫理そのものについての議論をしてきていないことにある。これを議論しないままに、倫理を達成するための根拠をステイクホルダーや法規制に求め、これらに従うことを「倫理」として位置付けているにすぎない。企業は本来、私的利益の追求や参加者の利害の達成といった企業自身の行為によって倫理を達成しようとしてきた。そして我々は、この企業の行為を我々自身の「倫理」によって判断し、その倫理性を問うてきたはずである。それにもかかわらずステイクホルダーや法規制といった新たな基準を置いて企業の倫理性を問うことは、我々自身が持つ「倫理」を軽視することになり、企業が達成すべき本来の倫理を見失わせることになる。我々は、我々自身が持つ「倫理」について深く検討する必要がある。

3. 規範の狭間

では、あらためて現代社会において問われている倫理性に目を向けていく。これまで社会規範の狭間にあった社会的課題が様々な形で顕在化してきている。

その例の一つが、性差の問題である。これまでの性差の議論は男女の区別を前提に、その格差（雇用、社会的地位、権利）を議論してきた。これらの議論は、規範的な女性像を押し付ける事により女性を社会的弱者に押し込めてきた既存社会から女性を解き放つ運動であった（e.g. 大貫, 2000）。政府は、男女の公平な雇用、機械、待遇の確保を目的とした男女雇用均等法、子供を養育する労働者が法律に基づいて取得可能な育児休業を定めた育児・介護休業法などを施行していった。企業はこれを受けて、男女の雇用バランスや、産休・育休等を導入することで女性に働きやすい職場環境の構築を目指している。このように男女間の格差が是正される一方で、これまでは議論から排除してきた同性愛、性同一性障害といった性的マイノリティの課題が顕在化してきた。彼らはなぜこれまで排除されてきたのだろうか。それは、性差の問題を男であるか？ 女であるか？ という二項対立で議論し、異性愛を当然とする社会規範に彼らを押し込めてきたからだと言える。

このような二項対立の議論を批判するのがButlerである。彼女は『ジェンダー・トラブル』（*GENDER TROUBLE*）において、男性中心主義を批判するにあたり「女性」という主体を男性中心主義の思考の外部に位置付けるフェミニズムの問題を指摘している（邦訳, 24-26頁）。Butler (1990) は、準拠すべきなんらかの規範（男性中心主義とは異なる理想の女性像）をすでに持ったカテゴリーを前提とした批判は、むしろフェミニズムが批判する近代の二項対立構造にとらわれていることを批判する。ジェンダー問題は、盲目的に「男らしく／女らしく」語り、語られる中で産み出される秩序の下で生じる、構造的不利益である。我々が「男らしさ／女らしさ」について語る時、男女で我々を区別する秩序を認めさせよ

うとする脅迫により異なる秩序の可能性は排除されている (Butler, 2005, 邦訳, 217-218 頁)。性的マイノリティに対しても同様のことが言える。彼らに対して、特異なキャラクター像 (例えば, オネエ言葉) を作り上げ、異性愛者とは異なるカテゴリーに位置付けている。そのため、彼らの社会的不利益そのものも、一般事例とは異なる稀有な特異事例として扱い、社会の構造的問題として認識してこなかった。性的マイノリティに対して、特異な規範像を意図的、あるいは無意識的に当てはめる我々の認識、行動が、両者の乖離を招き、問題を深刻化させる。ジェンダー問題の解決のためには、既存の秩序によって盲目的に振る舞う各々のジェンダーを、倫理的暴力^{ix)}の所産として批判する態度が必要となる。

このような既存秩序への批判は、具体的な企業活動に対しても発生する。例えば、2019 年におきた NIKE の独立記念日特別モデルの販売中止もその一つと言えるだろう。NIKE は、アメリカの独立記念日である 7 月 4 日近くに毎年、星条旗をモチーフにした独立記念日モデルを発売してきた。2019 年モデルには、「ベツティー・ロス・フラッグ」と呼ばれる旧デザインの星条旗がデザインに組み込まれていた。この旧星条旗のデザインに対して、NIKE の契約アスリートである元 NFL 選手のコリン・キャパニック氏^{x)}は、「旧デザインの星条旗は独立戦争時の奴隷時代を連想させ、侮蔑的である」と批判した。NIKE は、この批判を受け、発売を中止する対応を行なっている。当然 NIKE は、奴隷時代を想起させる意図はない。独立戦争によって勝ち取ったアメリカの自由と、NIKE の理念である挑戦を国旗としてデザインに組み込んだに過ぎないはずである。しかし、この問題から見えてくるのは、公の場で顕在化するような迫害、排除がなくなったとはいえ、未だにアメリカ社会の中で人種問題が燻っていることを示している。旧国旗を組み込んだデザインは、自由を社会規範とすることで各個人に挑戦を強いる一方で、階層化された社会の中で機会すら乏しいアメリカの社会構造、既存秩序を批判する対話を生み出したと言えるだろう。

社会規範だけでは把握できない社会の中でいかに企業は経営倫理を達成していけば良いのだろうか。先行研究の規範主義が議論する社会規範への適応は、単なる社会規範の再生産であり、そこには倫理的暴力の可能性が付きまとう。社会規範に経営倫理を担保させることは、意図的あるいは無意識的に倫理的暴力により社会的不利益をもたらす原因となる。企業あるいは我々が倫理的実践を行うためには、倫理的暴力からの脱却が不可欠である。Butler (2008) は、社会規範に盲目的に従属することで生み出される社会的不利益を、倫理的暴力として批判し、既存の秩序に対して疑義を生み出すこと態度が重要であるとする。この批判的態度は、自己形成に否応なく関与する秩序、あるいはその秩序を構成する社会規範に対する疑義であるがゆえに、自己の解体を促し、新たに自己を再創造する。この解体と再創造という実践は、個人の孤独な行為ではなく、他者との対話を通じてでしか成しえない (Butler, 2008, 邦訳, 244-248 頁)。Butler はこの批判的態度と対話に、ジェンダー問題を解決する可能性を見いだしていた。それゆえに、Butler (2008) は、他者との対話の中で自己

を解体し、再創造し続ける対話の実践を「責任＝応答可能性」(responsibility)とし、倫理的暴力へ抵抗する倫理的実践として捉えた。つまり、我々は、常に自らが倫理的か、否かを他者に問い直すことで、初めて倫理的暴力を持った秩序を新たに作る倫理的実践を可能にする。

企業にとって対話とは、企業が実践する事業に他ならないだろう。企業は、これまでも市場にとって価値ある商品・サービスを提供するために試行錯誤を繰り返してきた。これは、Butlerの意味するところの自己の解体と再創造によって事業を変化させてきた過程と言える。他方で、事業がもたらす影響力は前述の通り市場を超えて巨大化している。言い換えれば企業の対話は、市場等を超えた多様な主体と相互に影響を与えている。市場のみに目を向けたこれまでの解体と再創造では、現在の企業の対話は成立し得ない。法規制の順守、社会的要請への適応を規範主義は議論してきたが、これらの社会規範への従属は一時的、あるいは一部の主体に対しての経営倫理は達成されるかもしれない。確かにこれらの社会規範は、アダム・スミスが議論した「シンパシー」の獲得へと繋がる。しかし、我々の「シンパシー」そのものも、「公平な観察者」が既存の秩序の影響を大きく受けて形成されていることを考えれば、それをかき集めたところでそれが倫理的暴力を生み出さないという保証はない。むしろ、多数の「シンパシー」のもとでマイノリティを排除してきてしまったことに、現代の社会的課題の原因はあるだろう。あくまで企業は、事業を通じてそこに影響を受ける多様な主体の反応を起点に、企業とそれらの主体がともに解体、再創造できるような事業への再創造を繰り返すことでしか経営倫理を達成することはできないだろう。

4. 考察

このような視点に立った時、経営倫理研究はどのように企業の経営倫理の達成を分析していくことができるだろうか。本論文では、今後の経営倫理研究の新たなあり方として「実践的転回 (practice turn)」に着目する。

間嶋 (2012) は、既に存在するものとして経営倫理を扱うのではなく、実践を通じてその場その時の関係性から社会的に構築されるものとして経営倫理を議論して実践的転回の必要性を主張する。彼によれば、実践とは様々な日常的行為であり、実践的転回が重要視するのは、実践が何かに拘束され、従うことではなく、押し付けられた倫理化のための諸制度、諸規則などある種の資源として利用することで状況や文脈、自分の物語を構成していく点である (間嶋, 2012, 4頁)。社会規範、法規制、事業は、各主体に多様な影響をもたらす。この時、各主体は受けた影響を起点にして、自らの目的を達成するための多様な実践を行う。同時に、各主体の多様な実践により、社会規範、法規制、事業自体も影響を受け、変化していく。つまり、経営倫理の実践的転回は規範主義とは異なり、社会規範といった諸制度は各

主体の実践を規定するのではなく、実践に用いられ再構築されるものなのである。

これからの経営倫理研究は実践的転回が示すような、企業と各主体の相互関係に着目し、互いの実践が影響し合い、解体と再創造が行われていく動的過程を捉えていく必要がある。そうすることで経営倫理研究は、倫理的暴力から脱却し、企業による経営倫理の達成を議論することができるはずである。

本研究は JSPS 科研費 JP18H00886 の助成を受けたものです。

注

- i) Drucker (1954) は『現代の経営』の中で、マネジメントの責任は経済的成果を上げることになり、経済的成果を上げることによってのみ企業はその存在と権威を正当化できるとしている。
- ii) 国家に対して多大な影響力、権力を有するようになった現代企業は、その権力を否定することではなく、私的利益を追求するという利己心を否定することで権力を積極的に正当化していく。その際に実践されたのが、政府機能を企業が代替する企業の社会政策であり、その起源は権力の正当化と密接にかかわっている (e.g., Mitchell, 1989)。
- iii) Galbraith (1973) は、「市場は私的な目的を許容している。なぜならば、市場は私的な目的と公的な目的を整合させるからだ (p.4)。」と述べている。
- iv) Adam, Smith (1759) “The Theory of Moral Sentiments” (水田洋訳『道徳感情論』岩波文庫), 23 頁。
- v) Adam, Smith (1759) “The Theory of Moral Sentiments” (水田洋訳『道徳感情論』岩波文庫), 36 頁。
- vi) Mitchell (1989) の主張によれば、国家の策定する政策の源泉は、どんな場合でも諸個人の連合、多くは私企業によって行使される圧力として存在している。巨大化した企業は、国家の政治的秩序の中で最も重要な存在となり、大きな権力を有するようになる。企業は自身が持つこの権力を正当化していく必要が生まれ、企業の社会的責任が問われるようになった。
- vii) 菅原 (1957) は、米国の第二次世界大戦から朝鮮戦争後の独占企業の営業報告書を分析することで、経済の軍事化が独占企業にとってどれほど有利に働くか、を分析している。
- viii) Porter 仮説 (1991) とは、環境問題に対する適切な法規制が新たな与件として均衡のシフトをもたらし、企業の生産活動のイノベーションを導くとする主張である。環境問題を解決に導く法規制に適応することで企業は、私的利益の追求による企業成長、経済発展と環境問題の解決を両立することが可能になる。
- ix) 他者性、感受性、可傷性を拒絶し、倫理適応等の可能な性を生み出す他者への原始的関係性が排除されてしまっている。そのため、他者との対話においても自己の保存が目的となり、事故の解体、再創造が行われることがない (Butler, 2008, 邦訳, 185 頁)。
- x) 元サンフランシスコ・フォーティファイナーズの選手。ポジションは QB (クォーターバック)。自らの機動力を生かし、2013 年位はチームをチャンピオンシップゲームに導く。2016 年シーズンのプレーオフにて、ドナルド・トランプ大統領の人種差別発言等に対する抗議から国家斉唱時に起立を拒否した。

参 考 文 献

- Ackerman, R. W., and Bauer, R. A. (1976) *Corporate Social Responsiveness*, Reston.
- Adam, Smith (1776) "An inquiry into the Nature and Cause of the Wealth of Nations" (水田洋監訳, 杉山忠平訳 『国富論』 岩波書店).
- Adam, Smith (1759) "The Theory of Moral Sentiments" (水田洋訳 『道德感情論 上・下巻』 岩波文庫).
- Bowen, H. R. (1953) "Social Responsibilities of the Businessman", Harper & Row.
- Butler, Judith (1990) "*GENDER TROUBLE Feminism and the Subversion of Identity*". New York (Routledge), (竹村和子訳 (1990) 『ジェンダー・トラブル フェミニズムとアイデンティティの攪乱』 青木社).
- Butler, Judith (2005) *Giving An Account of Oneself*. Fordham University Press, (佐藤嘉幸・清水知子訳 (2008) 『自分自身を説明すること 倫理的暴力の批判』 月曜社).
- Carroll, Archie, B. (1991) "The Pyramid of Corporate Social Responsibility: Toward the Moral Management of Organizational Stakeholders", *Business Horizon*, Vol. 34, No. 4, pp. 39-48.
- Drucker, Peter, F. (1954) "The Practice of Management", *Harper & Row*, (上田惇生訳 『現代の経営 上・下巻』 ダイヤモンド社).
- Freeman R.Edward (1984), *Strategic Management: A Stakeholder Approach*, Pitman.
- Galbraith, John, K. (1973) "On the Economic Image of Corporate Enterprise," in Ralph Nader, (ed.), *Corporate Power in America*, pp. 3-9.
- 石黒督朗, 高橋勅徳 (2012) 「環境経営の精度はアプローチに関する理論的検討」『経営と制度』第9号, 65-79頁.
- キース, M, キルティ (2004) 「アメリカにおける貧困, 排除, 人種的・民族的マイノリティ」『教育福祉研究』第10巻, 第1号, 75-89頁.
- Lousbury, Michael, Ventresca, Marc and Hirsch, Paul, M. (2003) "Social movements, field frames and industry emergence: a cultural-political perspective on US recycling," *Socio-Economic Review*, Vol. 1, pp. 71-104.
- 松野弘 (2019) 『「企業と社会」論とは何か』, ミネルヴァ書房.
- Mitchell, Neil, J. (1989), "The Generous Corporation: A political Analysis of Economic Power," *Yale University Press*, (松野弘・小阪隆秀監訳 『社会にやさしい企業』, 同文館, 2003.).
- Porter, Michael, E. (1991) "America's Green Strategy", *Scientific American*, Vol. 264, No. 4, p. 96.
- 高巖 (2006) 『誠実さを貫く経営』, 日本経済新聞社.
- 高岡伸行・谷口勇仁 (2003) 「企業環境主義のメタ構造—企業環境行動の枠組みと射程—」『組織科学』第30巻, 第1号, pp. 54-67.
- 間嶋崇 (2012) 「経営倫理の実践論的転回とその課題」『専修マネジメント・ジャーナル』, 第2巻, 第1号, 1-10頁.
- 大貫敦子 (2000) 「名づけ/パフォーマンスティビティ/パフォーマンス 批判の特権生と独断性を切り崩すストラテジー」『現代思想』, 第28巻, 第14号, 162-171頁.
- 谷本寛治 (2006) 『CSR- 企業と社会を考える』, NTT 出版.